



栃木県公報

令和4(2022)年
10月21日(金)
第348号

目次

告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指 定	1063
○同	1064
○道路の区域の変更	1064
○道路の供用開始	1064

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請	1065
○同	1066
○同	1067
○同	1068
○同	1068
○土地改良区役員の退就任	1069

告 示

栃木県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 指定訪問看護事業者等

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類	担 当 す る 医 療 の 種 類
整形外科メディカルパパス	栃木市大平町西水代 1943-1	医療法人社団シリウス 会 理事長 町田 敏	令 和 4 (2022) 年 8 月 1 日	育成医療及 び更生医療	整形外科
としま内科クリニック	小山市東城南5-4- 3	としま内科クリニック 院長 外島 正樹	令 和 4 (2022) 年 10 月 1 日	更生医療	免疫

2 薬局

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
にじいろ薬局 おおくら	佐野市大蔵町2961-1	株式会社ファルコン 代表取締役 早房 弘太	令 和 4 (2022) 年 10 月 1 日	育成医療及 び更生医療

栃木県告示第506号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したので、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

名称	所在地	開設者名	指定期月日	自立支援医療の種類
訪問看護ステーション おりーぶ	大田原市住吉町2-19-4 スカイハイツコスモA棟103号室	医療法人社団萌彰会 理事長 八竹 健司	令和4 (2022)年 9月8日	精神通院医療
MED AGREE CLINIC うつの みや	宇都宮市岩原町字大原 660-5	医療法人AGRIE 理事長 伊藤 俊一郎	令和4 (2022)年 10月1日	精神通院医療
にじいろ薬局 おおくら	佐野市大蔵町2961-1	株式会社ファルコン 代表取締役 早房 弘太	令和4 (2022)年 10月1日	精神通院医療
クスリのアオキ 菌部 薬局	栃木市菌部町3-5-2	株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲	令和4 (2022)年 10月1日	精神通院医療
精神訪問看護ステーション tomato	栃木市岩舟町静1141-3	株式会社INABAFARM 代表取締役 稲葉 昭宏	令和4 (2022)年 10月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第507号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年10月21日から同年11月21日まで一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 宇都宮今市線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
70	前	宇都宮市大谷町1085-5 から 宇都宮市大谷町1313-2 まで	17.5 ~ 21.2	80.0	
	後	宇都宮市大谷町1085-5 から 宇都宮市大谷町1313-2 まで	17.5 ~ 20.3	80.0	

栃木県告示第508号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、令和4(2022)年10月21日から同年11月21日まで

一般の縦覧に供する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
225	一般県道 花岡狭間田線	塩谷郡高根沢町大字花岡1034から 塩谷郡高根沢町大字花岡1435-1まで	令和4(2022)年 10月21日

(道路保全課)

公 告

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利(以下「利用権」という。)の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	現況(地目)	面積(平方メートル)
栃木市都賀町家中字八幡2996番	田(畑)	532.00
栃木市都賀町家中字八幡2997番	田(畑)	502.00
栃木市都賀町家中字福富3687番	田	700.00
栃木市都賀町家中字福富3688番	田(畑)	581.00
栃木市都賀町家中字福富3695番1	田(畑)	737.00
栃木市都賀町家中字福富3695番2	田	855.00
栃木市都賀町家中字本郷3724番1	田(畑)	1,424.00
栃木市都賀町家中字本郷3724番2	田	456.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
栃木市都賀町家中字八幡2996番	令和5(2023)年 1月1日	5年	57,870円
栃木市都賀町家中字八幡2997番			
栃木市都賀町家中字福富3687番			
栃木市都賀町家中字福富3688番			
栃木市都賀町家中字福富3695番1			
栃木市都賀町家中字福富3695番2			
栃木市都賀町家中字本郷3724番1			
栃木市都賀町家中字本郷3724番2			

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4(2022)年11月4日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
栃木市樋ノ口町字石原78番1	田	3,010.00
栃木市樋ノ口町字石原78番2	田	2,018.00
栃木市樋ノ口町字東畑90番1	田	5,207.00
栃木市樋ノ口町字東畑90番2	田	9.91

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
栃木市樋ノ口町字石原78番1	令和5(2023)年 1月1日	5年	245,870円
栃木市樋ノ口町字石原78番2			
栃木市樋ノ口町字東畑90番1			
栃木市樋ノ口町字東畑90番2			

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4(2022)年11月4日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所 在 及 び 地 番	地 目	面積（平方メートル）
小山市大字島田字天王1585番	田	336.00
小山市大字島田字天王1591番	田	7,252.00
小山市大字島田字天王1639番	田	5,750.00
小山市大字島田字天王東2816番	田	3,305.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農 地 の 区 分	利用権の始期	存 続 期 間	借賃に相当する補償金の額
小山市大字島田字天王1585番	令和5（2023）年 1月1日	3年	399,432円
小山市大字島田字天王1591番			
小山市大字島田字天王1639番			
小山市大字島田字天王東2816番			

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4（2022）年11月4日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
茂木町大字小井戸字壺町田2000番1	田	3,529.00

2 申請に係る農地の利用の現況

現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
茂木町大字小井戸字壺町田2000番1	令和5（2023）年 1月1日	5年	52,935円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和4（2022）年11月4日

(2) 提出先

栃木県農政部農政課

(3) 記載事項

- ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
- イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
- ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
- エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
- オ 意見の趣旨及びその理由
- カ その他参考となるべき事項

○農地を利用する権利の設定の裁定の申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項後段の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利（以下「利用権」という。）の設定に関し裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により次のとおり公告する。

令和4（2022）年10月21日

栃木県知事 福田 富一

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	現況（地目）	面積（平方メートル）
那須町大字豊原乙字那須道上3610番	田	4,834.00
那須町大字豊原乙字那須道上3611番	田	1,235.00
那須町大字豊原乙字川東2744番6	畑（山林）	1,730.00
那須町大字豊原乙字川東2761番	畑	13,914.00

那須町大字豊原乙字川東2762番	畑(原野)	809.00
那須町大字豊原乙字川東2763番2	畑(山林)	1,188.00

- 2 申請に係る農地の利用の現況
現に耕作の目的に供されておらず、かつ引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる田、畑
- 3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
- 4 希望する利用権の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地の区分	利用権の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
那須町大字豊原乙字那須道上3610番	令和5(2023)年 1月1日	5年	507,125円
那須町大字豊原乙字那須道上3611番			
那須町大字豊原乙字川東2744番6			
那須町大字豊原乙字川東2761番			
那須町大字豊原乙字川東2762番			
那須町大字豊原乙字川東2763番2			

- 5 意見書の提出
申請に係る農地の所有者は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
令和4(2022)年11月4日
- (2) 提出先
栃木県農政部農政課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書の提出者の名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名
 - イ 意見書の提出者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書の提出者の申請に係る農地の利用状況及び利用計画
 - エ 意見書の提出者が申請に係る農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項

(農政課)

○土地改良区役員の退就任

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和4(2022)年10月21日

栃木県知事 福田 富一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住所	退任年月日	就任年月日
千渡土地改良区	理事	宇賀神鎮雄	宇賀神鎮雄	鹿沼市千渡1331	令和4(2022). 8.30	令和4(2022). 8.31
	〃	宇賀神源一	宇賀神源一	〃 白桑田493	〃	〃
	〃	宇賀神一正	宇賀神一正	〃 千渡805	〃	〃

理事	宇賀神 敏	宇賀神 敏	鹿沼市千渡953	令和4 (2022). 8.30	令和4 (2022). 8.31
〃	宇賀神 修	宇賀神 修	〃 〃 493	〃	〃
〃	田島 正男	田島 正男	〃 〃 1214-2	〃	〃
〃	菊地 信宏	菊地 信宏	〃 〃 328-4	〃	〃
〃	小久保有也	小久保有也	〃 〃 347	〃	〃
〃	宇賀神延久	宇賀神延久	〃 〃 527-1	〃	〃
〃	金子 昭洋	金子 昭洋	〃 〃 1317	〃	〃
〃	田島 清司	田島 清司	〃 〃 1324	〃	〃
〃	熊倉 正之	熊倉 正之	〃 〃 1758	〃	〃
〃	杉山 兼司	杉山 兼司	〃 深津2146-4	〃	〃
監事	設楽 貞夫	設楽 貞夫	〃 白桑田570	〃	〃
〃	熊倉 浩	熊倉 浩	〃 千渡1337	〃	〃
〃	福田 春男	福田 春男	〃 〃 2306-1	〃	〃

(農地整備課)